

お知らせ

※保険証番号が変わりますので、4月以降受診される時には、新しい保険証を必ず医療機関窓口にて提示してください。

また、基準以上の保険料が納まっている場合、通常の保険証に替えて、『短期被保険者証』または、『資格証明書』を交付します。

※住民票の住所に「転送不要」として郵送します。転送依頼をされていても配達されませんので、ご注意ください。



こんなときは、忘れずに14日以内に届出を！

- 会社に入社したとき
- 会社を辞めたとき・扶養家族からはずれたとき

お問い合わせは、市保険医療課（☎6512）、浅井支所市民福祉課（☎4353）、びわ支所市民福祉課（☎25253）へ。

お知らせ

75歳以上のあなたへ
一定のしやうがいがある人は65歳以上
大切なお知らせ

4月から後期高齢者医療制度が始まります



■新しい保険証をご確認ください

今年4月1日から現行の「老人保健制度」が廃止され、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。これに伴い、「老人保健法医療受給者証」と「健康保険証」がなくなり、これに代わって「後期高齢者医療被保険者証」（保険証）をお送りすることになります。新しい保険証が届いたら、台紙から「後期高齢者医療被保険者証」（カード型）をはがして各欄の記載事項をご確認のうえ大切に保管してください。

*4月1日以降に受診の際は、医療機関等の窓口には必ず提出してください。

■保険証は3月中旬に「配達記録郵便」でお届けします

今年3月31日の時点で75歳以上の人（一定のしやうがいがある65歳以上の人を含みます。）には、3月中旬頃

受取のサインが必要です

に、1人に1枚「保険証」をお送りします。

今年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える人には、誕生日までに、「保険証」をお送りします。

■有効期限は

平成21年7月31日まで

保険証は、毎年7月末（1年）で切り替えます。今回のみ来年の7月末まで16ヶ月間有効の保険証をお送りいたします。

■保険者名は

「滋賀県後期高齢者医療広域連合」

滋賀県内のすべての市町が加入する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が運営にあたるため、保険者名は「滋賀県後期高齢者医療広域連合」で、県内統一の白色の保険証になります。

お問合せは、滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077-52223013）、市保険医療課（☎6527）

お送りする台紙からはがしてご使用ください

〒526-0031
滋賀県長浜市
八幡東町632番地

広域 花子 様

後期高齢者医療被保険者証をお送りいたします。

この被保険者証は、証に記載の発効期日より使用できます。ご使用にあたりましては裏面の注意事項をお読みください。

※記載上の文字については、滋賀県後期高齢者医療広域連合による同定文字となっております。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年7月31日

被保険者番号 12345678
住所 長浜市八幡東町632番地

氏名 広域 花子 性別 女
生年月日 昭和 2年 1月22日 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日 交付年月日 平成20年 4月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 39252036
保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

ここからはがしてご使用ください。

長浜市役所 保険医療課
〒529-8501 長浜市高田町12番34号
TEL0749-65-6527 FAX0749-65-6013

国民健康保険からのお知らせ

4月からは1人1枚の国保保険証で受診を

高齢受給者証をお持ちの人へ

現在お持ちの国民健康保険者証の有効期限は3月31日までです。4月1日から使用する新しい保険証（水色）は、1世帯1枚であったものから1人に1枚の保険証となります。ただし、75歳以上の人には「後期高齢者医療被保険者証」が送付され、「国保保険証」は送付されませんので、ご注意ください。

個人の負担割合が、1割から2割になる予定でしたが、1年間据え置きとなりましたので、3月下旬に該当者へ郵送します。現在お持ちのものは各自で処分してください。

※「現役並所得」の人は3割の自己負担のままです。

※高齢受給者証に記載のある証番号が国民健康被保険者証と同じ14桁になります。

ねんきん特別便



基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、コンピュータによる名寄せ作業を行い、現在、基礎年金番号に結びつく可能性のある記録が出てきた人を対象に「ねんきん特別便」を送付しています。お手元に「ねんきん特別便」が届いた場合は、ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないか、必ずご確認いただき、社会保険庁までご回答ください。

なお、それ以外のすべての人にも次のとおり「ねんきん特別便」をお送りします。

- 年金受給者 平成20年4～5月
- 現加入者 平成20年6～10月

住所変更・氏名変更の手続きはお済みですか？

社会保険庁に届出されている住所・氏名と現在の住所・氏名が一致していない場合は、「ねんきん特別便」をお届けできない場合がありますので、次のところで変更手続きをお願いします。

こんなときにも手続きを

- ① 自営業者・学生など（国民年金第1号被保険者）
↓市保険医療課又は各支所
 - ② 会社員など（厚生年金加入者）
↓勤務先
 - ③ 会社員の夫に扶養されている妻など（国民年金第3号被保険者）
↓配偶者の勤務先
 - ④ 年金受給者
↓彦根社会保険事務所
- 次のいずれかに該当するときは、手続きが必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合がありますのでご注意ください。
- 会社等を退職したとき
 - 第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
 - 住所、氏名が変更になったとき

お問合せは、彦根社会保険事務所へ。

- 年金受給者は、年金給付課（☎0749231116）
- 現加入者は、国民年金業務課（☎0749231114）

国民年金からのお知らせ